

請負人供給入夫 一、一六七名

菅野組四七七名(内女五六名) 高田組三六名(内女二六名)

森田組一九七名(内女四八名) 武藤組七八名(内女八名)

有出組 六〇名(内女五名) 高本組二三名(内女一名)

八、争議参加人員 一二〇名(職工一名、菅野組入夫一一九名)

九、同数生年月日 昭和十年八月十九日

十、同解決年月日 同 年八月二十六日

十一、同發生原因

會社に於て今回熊本縣大草方面より臨時工として六十名採用し日給壹圓四拾錢(本會社の發表は最高壹圓貳拾錢、最低壹圓拾錢と稱す)を支給したるに對し之れを知りたる菅野組請負人天中百十九名(カーバイト工場)及職工一名は其の賃銀が三四年間の勤勞者さへあるにも不拘依然日給九拾錢(實際

は最高夜間壹圓貳拾錢、晝間壹圓、最低女五拾錢)にして右臨時工に比し著しく賃銀低額なりとて不平を抱き職工小山俊助なる者主謀者となり、豫ねて親交ある左翼運動者樂原某並に社大黨大率田支部長江崎房雄等と連携の下に入夫を糾合し八月十九日午前五時より一齊に罷業して待遇改善要求をなすに至つたのである。

十二、要求條件

入夫側にありては罷業と共に市内大濱町入夫吉賀某方に參集し協議の結果、次の要求事項を作成し交渉委員十名を選定して同日午前八時會社側に提出したのである。

一、 願 望

1、現在の指定入夫を職工に採用し半月以上入夫として證明書を所持し稼働したる者を指定入夫として採用すること